

佐賀県告示第 482 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 30 年 12 月 18 日から平成 31 年 1 月 17 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 12 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七山厳木線	唐津市七山滝川字古河 1236 番 9 地先から 唐津市七山仁部字岩屋下 377 番 3 地先まで	平成 30 . 12 . 18
県道 加倉仮屋港 線	東松浦郡玄海町大字新田字大新田 1618 番 1 地先から 東松浦郡玄海町大字新田字沖ノ田 1724 番 4 地先まで	〃
県道 七山唐津線	唐津市七山仁部字道角 239 番 4 地先から 唐津市七山仁部字太郎浦 928 番 1 地先まで	〃
県道 相知唐津浜 玉線	唐津市浜玉町東山田字藤木場 4239 番 1 地 先から 唐津市浜玉町東山田字山ノ田 4300 番 1 地 先まで	〃